

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

〔二十二番 わたなべ 拓君登壇〕

○二十二番（わたなべ 拓君） 太白区選出、自由民主党・県民会議のわたなべ拓でございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいまから大綱四点、一般質問させていただきます。

まず冒頭ですが、昨晩発生した青森県東方沖地震の被災者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。宮城県内全自治体を対象に後発地震注意情報が発表されました。今後一週間ほどは、より大きな地震が続いて発生する可能性がありますので、通常の生活を送りつつも、すぐに避難できる態勢をとり、万一に備えてまいりましょう。

さて、さきの宮城県知事選挙において、知事は仙台市内で和田候補に対しても三万六千票劣後しましたが、仙台市以外の十三市で三万四千票を上回ったことで和田候補と並び、郡部で一万八千票ほど上回り、結果的に全県で知事は辛くも一万六千票差で当選しました。仙台赤十字病院が立地する仙台市太白区では和田候補の得票数に対して、知事は七〇%を占めるにすぎず、市内で最悪の得票率でした。また、病院移転先の名取市では、和田候補に対してリードはしたもの、同じく病院移転先の富谷市では、和田候補に対し四〇%リードしたこととは対照的に、リードは一四%にとどまりました。仙台赤十字病院に隣接する名取市那智が丘など大規模四団地の住民の多くは、隣接の太白区民と利害関係を共有していたことも一因と思われます。太白区、名取市の一帯県民に対して、これまでの「御理解ください」とお願いするだけのアプローチの結果が今回の得票だったとしたら、今度は知事がこの民意に込められた意味を理解し、応える番ではないでしょうか。地域医療に責任を持つ仙台市医師会太白ブロックによる要望などを念頭に、県として最大限寄り添い、意向に応える余地はなお残されています。例えば、仙台市立病院への集中を緩和するため、市立病院の急性期病床から協力病院の回復期病床への下り搬送促進の仙台市の取組に対して、県単独で上乗せ補助するなど、当該地区的民意を回復する余地はなお残されています。知事の所見を伺います。

仙台市民からの厳しい評価を裏づけるものとして地元紙の出口調査によれば、土葬墓地整備については、実に七四・五%の県民が反対でした。私は前回の議会で「少なくとも県営の土葬墓地整備は断念すべき」と訴えましたが、知事は「選挙公約にはしない

が、検討は継続する」と答弁しました。その後、県内首長の意向を調査した結果、実現可能性がないことを理解され、一週間後の菊地恵一議員の第二次攻撃により、さすがの知事もかぶとを脱ぐことになったわけですが、もしあのまま土葬墓地整備の検討を維持していたら、必ずや知事選で大きな争点となり、恐らく選挙結果は異なっていたことでしょう。知事に申し上げたいのは、最後の任期こそは自説への思い入れよりも、県民の真意に寄り添うことで、有終の美を飾つていただきたいということです。反対候補に投じた子育て世帯の多くは、出産、育児費用の無償化や社会保障負担の軽減など、責任世代への思い切った財政措置を期待していました。地方財政法の制約の下、ハードルが高いとしても、責任世代、子育て世代の家計負担を軽減するため、新味ある施策を検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

新県民会館の建設費は、当初約一百五十億円だったところ、現在約五百三億円と倍増しています。仙台市の音楽ホール・震災伝承複合施設の建設費も約二百億円増加するなど、箱物整備コストの大幅増額につき、市民・県民の批判の声が高まりつつあります。知事は、知事選の最中も「後世に負担、ツケを残さない」と繰り返し訴えていましたが、一方で、最大一万五千人を収容できるローコストアリーナを民間の資金を活用して造ることを公約として掲げました。民間資金を活用した先行例としては、本年七月に竣工した愛知県のIGアリーナが存在します。最大収容人数は一万七千人、総工費は約四百億円で、愛知県が約二百億円を負担し、運営会社の特別目的会社——SPCが残りの約二百億円を負担したそうです。知事の想定するローコストアリーナとはいかななるものか。施設の構想、整備の手法や立地先の候補につき伺います。また、知事の後世にツケを残さないとの信念とローコストアリーナの整備、新県民会館の建設費高騰がどのように整合するのか、伺います。

知事選公約として、新たなマザー工場になる世界的半導体企業の誘致実現も公約としてうたっておられました。広島県東広島市に米マイクロン社がA1半導体新工場を建設するとの報道があつたばかりですが、米中対立という大きな構図、米国トランプ政権の通商政策による制約の下、いかなる半導体企業が前向きな関心を示しているかは、我が国の経済安全保障上も重大な関心事です。本県へのマザー工場立地を具体に検討している企業が現にあるのか、またその企業はいわゆる反日国資本ではないのか、伺います。

本年度の熊による死者は、全国で十三人と過去最多に上り、本県でも誠に残念ながら一名の死者を出しています。犠牲者の皆様に対し、謹んで哀悼の誠をささげます。十
月十五日には、仙台市太白区鈎取一丁目で全国初となる市街地における緊急銃猟が実施
され、ツキノワグマが駆除されました。猟友会の猟師の皆様の献身的な努力により、辛
うじて熊対策は実施されています。命の危険にさらされて熊の捕獲に臨んでも、例えば、
仙台市における日当は九千円、熊一頭の捕獲に応じて三千円の捕獲報奨金、計一万二千
円が支給されるのみで、弾薬やガソリン代、拘束時間を考えると、赤字を余儀なくされ
るなど、猟師の使命感、矜持により辛うじて熊捕獲は成り立っているのが現状であります。
もはや、民間人の狩猟者にこのような待遇で当然のように命の危険に直面する業務
を依頼することには無理があります。せめて、捕獲報奨金など抜本的底上げが求められ
ます。市町村の捕獲報奨金の上乗せを県で行う余地もあると考えますが、当局の所見を
伺います。

仙台市では、非常勤特別職の仙台市鳥獣被害対策実施隊を組織し、西部地区を対象
に五隊、計六十八名の構成の下、生活環境及び農作物への被害防止の目的で捕獲を実施
しています。年齢構成を見ると、半数に当たる三十四名が七十五歳以上、うち八十歳以
上が十名。高齢化が進んでいます。車の運転能力などから八十歳が一つの限界と考えま
すと、五年後には実施隊構成員がほぼ半減することが予想されます。六十八名中、ライ
フル銃による猟銃に対応可能な猟師は半数ほどであり、高齢者に偏っていることを考えま
すと、熊の銃猟に対応可能な猟師は五年後には激減することがほぼ確実な未来像となり
ます。また、現役世代を中心とする半数は狩猟以外に本業を持つており、緊急対応には
限界があります。熊の駆除については、猟友会に所属する猟師の協力が不可欠な現状に
あるとしても、熊駆除の危険性、人の生活圏への出没事案への即応性などを考えますと、
本来的にはボランティアではなく、公務員たる狩猟者による対応が望ましいと考えます。
いわゆるガバメントハンターとしての運用は、平成二十九年から大河原地方振興事務所
で開始され、現在は警察官OB七名、自衛官OB二名の計九名でイノシシ駆除を任務と
して運用されていますが、会計年度職員としての待遇のため引退者がほとんどで、退職
予定者からも必ずしも希望者は多くないのが実情です。政府のクマ被害対策パッケージ
によれば、自衛隊・警察OB等に対する協力要請として、狩猟免許を有する者などを常

勤職員等で任用することができること、特殊勤務手当を支給、そして、狩猟免許を有する職員に緊急銃猟への協力を求める等々あります。この際、任期の定めのない常勤の鳥獣職としてのガバメントハンター。ポストを設けることで、特に若年人材の雇用、定着を図り、安定的で持続的な対応体制を構築することで、熊事案に対する即応も中期的には実現できると考えますが、当局の所見を求める。あわせて、狩猟免許を有する県職員についても、同意を前提に特殊手当を支給し、平時から猟友会との共同訓練、射撃訓練等を実施することで、県として熊事案の緊急対応要員として確保しておくべきと考えます。当局の所見を伺います。

県内のツキノワグマの出没数を見ると、平成十七年は八十一件でしたが、平成二十八年以降は平均して千件前後となり、本年十一月末時点で一千八百七十八件に至るまで上昇基調にあります。熊が人の生活圏に出没する背景には、直接的には熊の主食となるブナ、ミズナラ、コナラ、栗など堅果類の凶作がありますが、これは植物が本能的に取る生存戦略として、豊作、凶作がもたらされるのであり、確たる周期性もなく、本質的に予測不可能です。また、狩猟者減少と過疎化の進行により、人の存在感が後退した分だけ、野生動物との緩衝地帯だった里山に熊が押し出していることは、人口構成上の問題なのであり、中長期にわたる与件として考慮しなくてはなりません。以上に鑑みますと、人の生活圏と熊の行動圏が重ならないようにするには、熊の個体数を管理する必要があります。ですが、令和六年度宮城県ツキノワグマ個体数推定調査業務報告書によれば、平成二十六年にカメラトラップによる個体数調査の結果、県全体の個体数は千六百六十九頭と推定されたところ、令和二年度以降、毎年個体数調査を重ね、令和五年度の県全体の熊生息個体数は三千三百八十頭、最新の令和六年度では二千七百八十三頭と推定されるに至りました。近年は三千頭を維持する観点を基本に、熊は一年で一五%ほど繁殖することから、年間獲得上限数四百七十頭としてきましたが、実際の捕獲数は、全ての年度で平均してその半数以下です。そもそも、基礎とする三千頭の生息個体数は適正と言えるのでしょうか。本県にとり、適正な熊の個体数を割り出すためには、熊の個体数や生息環境に関する解像度を上げるための継続的な学問的調査・研究が必須の取組となります。兵庫県森林動物研究センターの取組は参考になります。同センターは、兵庫県立大学の所管する野生動物管理、鳥獣被害防止のための研究拠点施設ですが、動物

の個体数推定や森林の豊凶調査を専門とする研究員六名により運営され、調査研究を基に、熊をはじめ野生動物の生息個体数を把握し、適正な管理頭数を割り出すなど、言わば鳥獣専門職の役割を果たしています。環境省の令和六年度各都道府県における専門的知見を有する職員の配置状況によれば、東北六県で専門職員がゼロなのは本県だけであります。対象鳥獣別で熊について専門的な知見を有する職員に限つても、青森県と宮城县だけがゼロ人です。そこで本県でも、宮城大学に鳥獣被害・野生動物管理の研究センター機能を設け、熊についての専門的知見を有する鳥獣専門職を配置すべきと考えますが、当局の所見を求めます。

猟師の皆さんの中では、砂川ライフル事件の札幌高裁判決に対する憤りや戸惑う声が少なくありません。端的に言えば、熊の背後は山林のバックストップがある状況下で、熊を駆除し、他に被害は全くなかったにもかかわらず、一審と大きく異なる不可解な事実認定のもと、厳密には跳弾の可能性を排除できないとして、猟師に対し過酷とも言える安全確認上の責任を肯定し、銃の所持許可を取り消された行政処分を支持したという事案です。理不尽とも言える判決に対する猟友会の反発により、北海道の一部では、自治体からの有害駆除の要請を断る事態も出来しています。緊急銃猟の枠組みでは、民事責任は許可権者の自治体が負うものの、砂川ライフル事件高裁判決の余波で、猟師に刑事责任が問われかねないと懸念する声もあります。環境省からは「民刑事上の責任につき猟師が不利益を被ることは通常想定されない」との通知がありました。警察庁も、「警察官職務執行法に基づく警察官の命令で猟師が発砲した場合には刑事责任を問われることはない」との通達を発出しています。行政の依頼により、熊の駆除に当たる場合の猟師の刑事责任の有無について、県当局の認識を伺います。国家公安委員会規則第十六号改正により、警察官がライフル銃を使用して熊を駆除できるようになりましたが、現状では、民間委託の猟師などが対応できない場合における「く限定期的な位置づけのようです。しかし、市街地への熊出没事案など緊急の場合には、発砲権限を持ち、適時適切に独立して発砲を判断し、熊を駆除できる警察官主体の熊駆除専門部隊を持つ実績は少くないと考えます。猟友会との共同訓練を重ね、練度を上げていくことが前提となるものの、検討の余地があると考えますが、当局の所見を伺います。

さきの宮城県知事選挙に際しましては、SNS上に偽情報、誤情報が横行しました

が、投票行動をゆがめかねないと深く憂慮するものであります。情報流通プラットフォーム対処法改正により、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うための法整備がなされ、大規模なプラットフォーム事業者等に対する権利侵害情報の削除対応の迅速化等に関する義務が法律上明記された点は歓迎するものです。しかし、当選に向けて全力を傾注すべき選挙期間中に、SNS上のパトロールや削除申請、後日の訴訟資料として証拠収集することは煩に堪えず、時間的にも人員的にも費用的にも課題が大きいものと考えます。SNS偽情報、誤情報、誹謗中傷に対応する専任スタッフや相談すべき法律家を自力で雇用、配置するとすれば、人・金的なハーダルが高く、立候補を躊躇させる事由ともなりかねません。こうしたSNS問題対策スタッフ、法律家による支援等について、人材や費用面、法的サービス面で肩代わりして支援する余地はないのか、伺います。

さきの知事選では、私も偽情報、誤情報の横行を座視できず、水道事業や地方財政の予算上の制約などに関する主張の真偽、当否に関するファクトチェックをSNSに投稿しました。幸いにして「投票先の再検討に役立つた」など好意的反応も少なくなく、やりがいを感じました。知事もファクトチェックの必要性につき言及していますが、宮城県が主体としてファクトチェックを行うとすると、当事者としての発信となるため、公平性、客觀性につき一定の課題があることは否めません。もつとも、行政の中立性から、話題となる県政施策に関する事実の有無や制度詳細に限り情報公開の範囲を拡大することは、情報の信頼性の面からも県民にとり有益と考えます。宮城県として、ファクトチェックにつき具体にどのように考えるのか、検討状況につき伺います。

知事は選挙期間中のSNSにおける誹謗中傷を批判しておられました。誹謗中傷については、個人の尊厳や名誉権が憲法十三条で保障される反面、憲法二十一条第一項で保障する表現の自由との兼ね合いから、何が名誉棄損に当たるのかについて、具体的の線引きが難しい問題です。特に、公人や公職の候補者に対する名誉毀損を強調する場合は、正当な言論行為にまで過度な萎縮効果が及び、健全な民主制の前提となる自由な言論空間を損ないかねないため、慎重な評価が求められます。知事はさきの選挙において、具体にどの文言が御自身に対する誹謗中傷に当たると受け止めておられるのか。また、そのように判断された具体的な基準について伺います。

SNSに限らず、旧来のマスメディアの報道も含めて、情報の真偽や情報元の確認、情報の一重チェックなど、情報に接するに際して必要となる素養の獲得が課題です。有権者を含む高校段階における情報リテラシー向上の取組に関して、主権者教育など、多様な取組が進められていると承知しますが、総合的な探究の時間などを活用した効果的な事例があれば伺います。

県内で新型コロナウイルスワクチン接種後に体調を崩され、三回目のワクチン接種後、急死された二十二歳の息子さんの御遺族にお話を伺いました。本年十月から六十五歳以上の方などを対象とする新型コロナワクチンの定期接種が始まっています。新型コロナワクチンの予防接種による健康被害について、予防接種健康被害救済制度が設けられていますが、県内で死亡として申請された件数が四十件。そのうち死亡認定されたのが二十件、不認定十一件、審議中九件です。これをどのように評価するでしょうか。ワクチンの是非については様々な評価があると考えますが、少なくとも更なるインフォームド・コンセント拡充の余地はあると考えます。新型コロナワクチン接種による健康被害について、インフォームド・コンセントに資する資料として、県内のワクチン接種による死亡認定数を含む申請、認定件数を提供することで、ワクチン接種のリスクについてより客観的に認識した上で接種を受けられるようになるものと考えますが、当局の所見を伺います。

昨年九月議会で熊谷一平議員も関係質問で一部触っていましたが、予防接種健康被害救済制度において不認定とされた場合に、不服申立ての制度が設けられています。知事の権限で審理員を選任し、市町村と申立人の手続につき審理しますが、審理の対象は手続の適正が中心となり、審理の結果、市町村の手続に瑕疵がない限り、国の認定審査会に再度つなげる仕組みがありません。不服申立ての審理については、手続上の瑕疵だけでなく、不認定とされた判定内容の妥当性についても審理の対象とすること、判定内容に瑕疵があると認定された場合にも、再度、国の認定審査会につなげる仕組みを設けるべきことを国に要望すべきと考えますが、当局の所見を求めるます。

以上、大綱四点につき第一問といたします。御清聴、誠にありがとうございました。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、知事選挙結果の総括と公約についてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、病院再編に対する地域の民意への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台医療圏の病院再編については、地域医療の現状と課題を踏まえ、病院機能の集約・拠点化、適正配置などによる政策医療の課題解決を目指して進めております。昨年四月に実施した八木山地域での説明会では、仙台赤十字病院移転後の医療提供体制に対する不安や懸念の声が寄せられたほか、十一月には仙台市医師会太白ブロックからの要望が仙台市に対して提出されており、これまで、町内会の方々及び医師会関係者との意見交換や、移転後の現病院周辺への影響分析などに取り組んできたところであります。県といたしましては、引き続き、住民や医師会関係者の方々に丁寧に説明し、不安の解消に努めてまいりたいと考えております。なお、県では現在、救急医療の取組として、退院調整を行うコーディネーターの配置・育成や、病院機能の分化連携を全県的に進めているところであり、仙台市における下り搬送を促進する取組の事業効果が高まるよう、更に連携を深めてまいります。

次に、最後の任期は、県民の真意に寄り添つてほしいとの御質問にお答えいたします。

私は、松下幸之助さんの「素直な心で衆知を集め」との教えを県政に臨む上での基本姿勢に据えて、知事としての務めを果たしてまいりました。一方で、今回の選挙結果は、私のこれまでの二十年間の取組に一定の御理解を頂いたとの捉え方もできる反面、厳しい評価があることも認識しなければならないと考えております。そのため、六期目においては県民一人一人が幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城県の実現に向け、改めて初心に立ち返り、これまで以上に県内各地に足を運ぶことを心がけ、県民の皆様との間で県政課題に関する自由闊達な意見交換を重ねながら、知事としての職務を全うしてまいりたいと考えております。

次に、責任世代、子育て世代の家計負担を軽減する施策についての御質問にお答えいたします。

責任世代や子育て世代の家計負担の軽減は、少子化対策において大変重要な課題であると認識しております。本来、子供の医療費や保育料、出産費用などは、次代を担う子供たちの健やかな育ちを保障する基盤であり、居住地による格差なく支援が受けられるよう、ナショナルミニマムとして国が責任を持つて負担すべきものであることから、私自身、全国知事会等を通じて、国による抜本的な財政措置を強く要望してきたところ、国において分娩費用の全額保険適用案が提示されたことは、出産費用無償化実現に向けた大きな前進であると受け止めております。県といたしましても、不妊検査・治療費への助成や産後ケアの拡充などを進めるほか、先月からは、今年四月一日以降に生まれた新生児一人につき、みやぎポイント一万ポイントを付与するパパ・ママ応援ポイントを開始したところであり、今後も、ライフステージに応じた切れ目のない支援を強化し、県民が安心して子供を産み育てられる環境づくりに全庁挙げて取り組んでまいります。

次に、ローコストアリーナについての御質問にお答えいたします。

急激に進む人口減少は、我が県をはじめとした東北地方の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、私といたしましても強い危機感を抱いております。そのため、若者や国内外の観光客にとって魅力ある拠点をこの宮城の地に設けることによって、これまで以上に多くの人々が行き交い、活気に満ちた東北を実現したいという思いのもと、大規模なコンサートが開催可能な一万人から一万五千人収容のローコストアリーナの開設を目指したいとの考えをさきの選挙においてお示しいたしました。現在は、構想の実現に向けた情報収集を進めているところであり、今後、その内容をもとに、想定する施設規模に対する需要予測、建設コストの見通し、交通アクセスを含めた立地条件などのほか、民間の知恵やノウハウを取り入れた整備手法などについて検討を行いながら、その実現の可能性について総合的に判断してまいりたいと思います。そのためには、当然財政のことを常に頭に置きながら考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、後世に負担を残さないとの訴えについての御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、民の力を最大限に生かすことを県政運営の基本姿勢とし、国や市町村などと密接に連携することで、効率的かつ効果的な施策の推進と将来世代に負

担を先送りしない県政運営に努めてまいりました。結果として、東日本大震災からの復旧・復興など、我が県がこれまで経験したことのない規模の事業を執行しながらも、この二十年間で、将来返済すべき県債の残高は大きく減少しているところであります。六期目におきましても、こうした考えに変わることはなく、ローコストアリーナの整備に当たっては、民間の資金やノウハウ、運営力を最大限活用することを前提に、持続可能な手法を検討してまいりたいと考えております。また、新県民会館につきましては、我が県の新たな文化芸術の中心拠点として整備するものであり、令和三年の基本構想時点と比較して、事業費が約二百五十億円の増額となつておりますが、有利な地方債の活用や企業版ふるさと納税による外部資金の獲得に努めるとともに、今後、ネーミングライツの導入等の検討を進めることで、できる限り財政負担の軽減を図つてまいります。今後とも、県民や県議会の皆様に丁寧に情報を提供するとともに、御指摘の後世にツケを残さないことを十分に意識しながら、我が県の将来にしっかりと目配りをした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、半導体企業の誘致についての御質問にお答えいたします。

県では、半導体産業を我が県経済の発展を牽引する次なる柱と捉え、トップレベルの研究や人材育成の拠点である東北大学、高度な都市機能、産業インフラを有する優れた立地環境を生かした誘致活動に取り組んでおり、現在、複数の世界的半導体企業と立地に向けた協議を重ねているところであります。また、半導体は経済安全保障上、極めて重要な物資であることから、国内での継続生産や安定供給、株主構成の透明性、技術情報の管理徹底など、国の補助対象要件を満たす企業の誘致を進めることとしております。県といたしましては、引き続き、各企業との丁寧な協議を重ねるとともに、人材の育成や新たな工業団地の整備など、我が県の立地環境の優位性を一層高める取組も進めながら、私自ら指揮を執り、世界的な半導体企業の誘致実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、SNS上の偽・誤情報対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、ファクトチェックの検討状況についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の知事選挙では、偽情報、誤情報や誹謗中傷が拡散される事態が生じました。

選挙制度は、正確な情報や情報流通の健全性を前提に、建設的な議論と冷静な判断によつて支えられるものであり、その根幹を揺るがしかねない状況に対し、選挙期間中のファクトチェックや、虚偽情報・誹謗中傷等への対処について検討が必要と感じているところであります。一方で、ファクトチェックにつきましては「ファクトチェック組織は、政府や公的機関からの独立性が確保されるべき」との見解が示されており、また、SNS上の虚偽情報や誹謗中傷等については、御指摘のありましたとおり、国においても、近年、制度改正等の対応がとられているところであります。県といたしましては、こうした前提のもとで、どのような対応が可能か、有識者会議を設けて御議論いただく方針で、慎重に検討を進めております。なお、全国知事会等においても、選挙におけるインターネット利用に係る適正な使用・規制の在り方について議論されると承知しております、それらも注視しているところであります。今回の知事選挙を経験した我が県が当事者意識を持つてこの問題に臨むことが重要であると考えております。

次に、具体的に誹謗中傷と受け止めている文言と、その判断基準についての御質問にお答えいたします。

私は、候補者が選挙公約の中で、自らの政策を明確に打ち出し、最終的には有権者に御判断を頑く姿こそが民主主義の基本的な理念に沿つたものであると考えております。しかしながら、選挙期間中において、水道事業や秋保地区へのメガソーラー設置事業などに対する誤った情報や画像などがインターネット上で拡散され、県政への誤解を招く事態が生じるとともに、有識者に私の政策を訴えることよりも釈明にエネルギーを割かなくてはならない状況になるなど、これでは民主主義の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な問題であると考えているところであります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱二点目、クマ対策についての御質問のうち、任期の定めのない常勤のガバメントハンターについてのお尋ねにお答えいたします。

現在、ハンターの扱い手不足に対応するため、警察官・自衛官のOBを鳥獣被害対策専門指導員として任用し、大河原地方振興事務所に配置しておりますが、今後は熊被

害への対応を視野に、知識・技術の習得に努めるとともに、来年度から新たに北部地方振興事務所へ配置拡充を図ることとしております。この専門指導員については、会計年度任用職員として任期の定めのあるパートタイムでの勤務形態となります。若年人材の雇用や安定的な体制構築という点では、フルタイムでの任用も効果が見込まれるものと考えております。一方で、民間企業においては、ハンターバンク制度を全国数か所で展開し、狩猟に興味がある人と獣害を防ぎたい農家とを結びつけ、実際に若者が狩猟免許を取得するなど、新たなハンター養成に貢献している事例もございます。こうした事例も踏まえ、若年ハンターの確保に向けて、行政における任用形態も含め、民間事業者との連携など、様々な手法について研究してまいります。

次に、狩猟免許を有する県職員を緊急対応要員として確保することについての御質問にお答えいたします。

有害鳥獣捕獲及び緊急銃猟については、市町村が実施主体であり、市町村においては、非常勤の特別職である鳥獣被害対策実施隊の隊員が主として駆除に当たっております。そのため、今後、県職員に対して、狩猟免許の取得及び市町村の実施隊への加入を促すため、非常勤の実施隊員と兼職する場合の手続等について整理した通知を作成し、呼びかけてまいります。狩猟免許を取得している県職員については、現時点で把握できていないことから、この通知と併せてアンケート調査を実施し、狩猟免許の保有状況等について確認することといたします。この結果を見ながら、緊急対応時の要員とするに際して、業務上の取扱いや事故が発生した場合の対応など、様々な課題を整理し、実現の可能性を探つてまいります。

次に、鳥獣専門職の配置についての御質問にお答えいたします。

我が県では、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の下に、獣種ごとの部会を設けており、熊については岩手大学や国の森林総合研究所などの野生鳥獣に関する外部有識者等八名から成るツキノワグマ部会において、指導・助言を受けながら、管理計画の策定・推進を図っております。また、県内には、野生動物に関する調査解析から捕獲までの総合的な知見を有する民間の事業者があり、支援を受けながら日々の業務を進めているところです。また、県職員については、林業技術総合センターに野生鳥獣に関する調査等を行っている者もあり、隨時連携しているほか、地方振興事務所林業振興部にお

いては、鳥獣被害対策に関する知識や経験を有する職員が配属されており、警察官・自衛官のO・B等による専門指導員や市町村に対する現場での指導や支援に当たっています。県といたしましては、今後とも国の研修への参加等を通じ、専門的な知見の習得に努めるとともに、審議会等の専門家から指導・助言を受けながら、学術的な研究成果等を踏まえた対策を講じてまいります。

次に、熊の駆除に当たる場合の猟師の刑事責任についての御質問にお答えいたしました。

いわゆる砂川ライフル事件の訴訟については、現在、最高裁で審議中ですが、北海道では、捕獲に対する不安を感じた猟友会の一部において反発が生じているものと承知しております。刑事责任については、国から先月二十八日に通知があり、「市町村長が緊急銃猟の条件を満たしていることを認め、捕獲者においても人身事故の恐れがないことを確認するなど、緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たした上で実施する限り、通常は業務上過失致死傷罪について捕獲者の責任が問わされることとはならないと考え方される」と示されています。県といたしましては、この通知を受けて、狩猟者の懸念を払拭できるよう、今後とも市町村担当者会議や猟友会の研修会など、様々な機会を捉えて丁寧に説明してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君登壇

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱四点目、新型コロナワクチン接種についての御質問のうち、インフォームド・コンセントに資する情報提供についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンなどの予防接種は、感染症の予防や重症化を防ぐ効果がある一方で、安全性に関する一定のリスクもあることから、接種に当たっては、そのメリットとデメリットを十分に理解した上で接種に同意していただくことが重要であると考えております。ワクチン接種による健康被害については、国の疾病・障害認定審査会で認定を行つておりますが、その審議結果はホームページで公表されているところですが、県におきましても、予防接種を希望する方がその効果と安全性を十分理解した上で接種

を検討できるよう、県内における申請、認定数などの状況について、市町村や関係機関とともに情報提供に努めてまいります。

次に、予防接種健康被害救済制度の不服申立てに関する制度改善についての御質問にお答えいたします。

健康被害救済制度による医療費等の給付については、市町村が申請を受け付け、県を経由し、国の疾病・障害認定審査会で因果関係の認定が行われ、これに基づき市町村が支給等を決定するものとなっております。この決定に対して不服がある場合は、知事に対して審査請求を行うことが可能であり、知事が指名する審理員による審理等を経て裁決が行われます。このように、現在の不服申立て制度においては、申請者と市町村、県との間のやり取りにとどまり、認定を行った国が直接的に関与しない仕組みになっております。県といたしましては、御指摘も踏まえながら、国の認定に対する不服申立ての在り方について、どのような制度改善が必要であるか検証し、対応を考えてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱二点目、クマ対策についての御質問のうち、報酬の上乗せについてのお尋ねにお答えいたします。

熊の捕獲については、人身事故等の危険を伴うほか、処分にかかる労力負担に加え、弾薬、ガソリン代など経費の負担も大きいものと認識しております。市町村において捕獲活動に従事する鳥獣被害対策実施隊員につきましては、非常勤の公務員として任命され、市町村ごとに活動に伴う報酬や公務災害補償の取扱いを条例で定めることとされております。現在、国の鳥獣被害防止総合対策交付金では、市町村が策定した被害防止計画に基づき捕獲される鳥獣に対する捕獲費用や、見回り経費などが支援対象となつておりますが、熊の捕獲強化に向けて特別対策に取り組む場合、活動経費の上乗せ支援も可能となっております。県といたしましては、引き続き、捕獲に従事される方々につきましては、待遇面も含め活動を維持継続できる報酬となるよう、市町村の意向に応じ、国の交付金等を最大限活用した支援に努めてまいります。

私からは、以上でござります。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、SNS上の偽・誤情報対策についての御質問のうち、高校における情報リテラシー向上の取組事例についてのお尋ねにお答えいたします。

様々な情報があふれる現代社会においては、誤情報や偏った情報が散見されており、良識ある主権者に必要な情報リテラシーの育成に向け、各高校では、総合的な探究の時間等において、様々な学習活動に取り組んでいるところです。登米総合産業高校では、同一の出来事を複数のメディアがどのように報じているかを比較し、見出しや記載内容、受ける印象の違いを考察するなどの学習活動を通じて、情報を多面的・客観的に捉え、情報の真偽を自ら確認しようとする態度の育成につなげております。また、古川黎明高校では、有益な情報を入手するための検索方法や、得られた情報の信憑性を確認するためのクロスチェックの手法等について、専門的知見を持つ外部講師も活用しながら、演習形式での学習を行うことで、目的に応じて情報を選択する力や得られた情報を批判的に検証し、妥当性を判断する力の定着につなげる取組を行っております。県教育委員会といたしましては、こうした好事例を広く学校と共有するなど、情報リテラシー教育の一層の充実に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

〔選挙管理委員会委員長 櫻井正人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君） 大綱三点目、SNS上の偽・誤情報対策についての御質問のうち、選挙期間中における候補者支援についてのお尋ねにお答えいたします。

選挙管理委員会は、公職選挙法の公明かつ適正な選挙の実施による民主政治の健全な発達の理念の下、選挙の公正・中立な管理執行を使命としております。御指摘のありました選挙に関し、SNS上に偽情報や誤情報が横行する事態については、民主主義の根幹を搖るがしかねない憂慮すべき事態であると認識しておりますが、御提案のありま

した選挙期間中における候補者に対する各種支援策は、現行の公職選挙法では想定されていないため、制度改正を要する内容として国や各政党において検討されるべきものと認識しております。SNS上の偽・誤情報対策については、全国知事会や国会等における議論のほか、今後、我が県においても議論が行われると承知しておりますことから、県選挙管理委員会といたしましては、引き続き、それらの議論の行方を注視してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長 杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君） 大綱二点目、クマ対策についての御質問のうち、警察官主体の熊駆除専門部隊の創設などについてのお尋ねにお答えいたします。

熊が人の生活圏に出没した場合は、市町村において鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟等の方法による駆除が検討されるものと認識しております。その上で、市町村においてハンター等の確保が困難で緊急銃猟ができない場合などの追加的・緊急的な対策として、警察官職務執行法に基づき、警察官がライフル銃を使用して熊を駆除することが可能となつたところです。こうした任務には、機動隊の銃器対策部隊が当たることになりますが、熊駆除の任務の特性に適したライフル銃や弾薬が新たに追加配備されるとから、熊の特性や駆除に関し、知見を有する猟友会から訓練指導を受けるなど、熊の駆除に向けた準備を進めているところでございます。今後も熊被害の発生状況等を踏まえ、所要の態勢が構築されるよう、県や市町村、猟友会などと連携を図りながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） るるお答えいただきました。幾つか率直に申し上げたいと思いますけれども、私は今回の知事選に際しまして、前の議会で「私は裸の王様だ」とまで言つていたものですから静観を決め込もうかなと思つたのですけれども、SNSで誤情報、偽情報が横行している現実を見ると、これはやはり静観してはいけないのではないかと。これは政治家としての倫理から、私は公正・忠実に明証してきたなど

思っています。ただ、その上で別に知事を利そそうと思つてやつたことではありませんが、私としてはフェアでやつてきたと思つています。その上で言いますけれども、やはり先ほど来の知事の答弁を聞いておりますと、多くの県民の方は、この結果はどうだつたのだろうかと改めて考え直している県民は少なくないと思います。やはり勝てば官軍ではないのです。選挙というのは。今回の厳しい結果というものを本当に捉えていらっしゃるのかどうか、私はちょっと疑問だなと思つたのです。まず、幾つか申し上げたいことを申しますと、土葬墓地について、知事も非常に我慢して施策を引っ込められたところがあると思うのですけれども、私はやはり多くの県民からいまだにこれを言われるので、あえてお伝えしますと、二月にこの問題を質問しました。それで九月十一日に私はここで質問して、選挙の公約にはしないという答弁を出されたわけです。そのあとに県内の首長に電話で確認したのだけれども、不可能だということが分かつたということで九月十八日の答弁において断念すると。一切合財断念すると答弁したのです。知事は今日もそうでしたけれども、衆知を集めるということをよく言われるのです。衆知を集めるのだったら、許認可権者である首長の話こそをまずは聞くべきではなかつたのですか。どうですか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） プロセスとして当然市町村長の意見も聞きますけれども、まずはいろいろ情報を集めて、その上で県議会の皆さん方の御意見、そして市町村の皆さんの御意見などいろいろ参考にしながら、最終的に判断したと/orざいます。

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 二月にこれはもう国家的な問題、騒動になつていました。その最初の時点で許認可権者にしつかり聞いておくべきだつたと思います。やはり自説に拘泥するあまり全体を混乱させてきたと。いわゆる四病院問題と同じ構造でしたけれども、やはりもつと謙虚に議会の声にも耳を傾けていただきたいし、県民の声にもしつかり耳を傾けていただきたいと思います。あと、公約についてもちよつと言葉が軽いのではないかなど率直に思いました。やはり思いつきのよう在我々は感じました。口一コストアリーナ。だつて、我々は直前ですよね。それを聞いたの。もう刷つてしまつたからしようがないということで公約にされたようですがれども、当初の建設費から倍

増しているのは新県民会館です。むしろ、こういう辛勝した結果を真摯に受け止めるのであれば、当初よりも一倍のコストで新県民会館を造ろうということをどうにか負担を減らそうと考えるべきなのではないですか。それがふだんからおっしゃっていることと政治信条とも整合するのではないですか。むしろだから、コンサートを呼ぶなんてことは民間にお任せして、ちゃんと新県民会館のコスト縮減に努めるべきが知事の役割なのではないですか。この点、どうですか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然のことです。したがって、有利な地方債の活用、企業版ふるさと納税による外部資金の獲得、ネーミングライツの導入、こういったようなことも併せて検討しているということです」ございます。また、選挙のときに候補者が何を主張しようと、これはもう当然候補者の自由であります。出馬されたそれぞれの候補者がいろいろなことを主張されましたけれども、これは当然選挙ですから、候補者の主体性に任せるということだと思います。したがって、県民の皆さんのが喜ぶというような事業でローコストアリーナ。ただ、今あちらこちらでやっているアリーナと同じようなものはさすがに今の県の財政からしても厳しいだろうということで、民間資金を活用したローコストアリーナを提案したということです」ございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） また理解してくれという言葉が出ましたけれども、やはり少なくとも数百億円単位でかかるわけです。百億円、二百億円以上ということになると思います。これはやはり新県民会館のコストを考えると、とても取り得ないと通常は思いますけれども。支持されないと思います。

ファクトチェックについて。知事もこれはよかつたなと思っていますのではないかと思いますが、ある候補については、水道について再公営化ということを説いていたので、私はこれは事実と違うのではないかということを動画にも出て、これを広く県民にも見ていただいたなと思っています。これは評価や価値についての事柄ではなくて、端的な事実に係ることです。行政、政治に対して中立であろうとする、これは当然だと思うのですが、当然建前だけでもこういったところはその所管の事務に関して、しかも

事実に関するところは何らはばかりなく、もつと積極的に介入してうそや誤りを解消するためには発信してもよかつたのではないかと思うのですが、これについてはどうですか。

○副議長（村上久仁君） 公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉衛君） 今議員からみやぎ型管理運営方式に關係して御質問がありました。我々もいわゆる参議院選挙のときに水道に関する事実と異なる情報が発信されたので、それにつきまして知事からも発信してもらいまして、企業局としても事実をしっかりと分かりやすい資料も作りながら我々もPRしてきましたつもりでござります。また、ホームページ等もリニューアルして、できるだけ県民の皆様に分かりやすく情報発信を進めてきたところでございますし、その中でまだまだ足りない部分もあるうかと思います。私としてもしっかりとみやぎ型管理運営方式の受水市町村とも連携を図りながら、更に県民の皆さんに御理解いただくよう、しっかりと努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ拓君） 企業局のスタッフの方とも十分にいろいろと聴取して、実際どうなのだということを私は伺いました。ファクトチェックの役割を果たす一翼を担うのはやはり議会側だとも思ったので、そういう趣旨でいろいろ聞いて、悩みどころもよく伺つたつもりです。もつとホームページ——一定程度工夫はされましたけれども、前進はしているのだけれども、まだまだ工夫の余地はあつたと思いますので、そのように努力していただきたいと思います。

あと、今日この会場には新型コロナウイルスワクチン三回目を接種して亡くなられた御遺族の方もいらっしゃっているのです。先ほど答弁がありましたように、インフォームド・コンセントに関して、しっかりと拡充する余地もあるということで前向きな答弁を頂いたと思つております。これは情報提供をしっかりとしていただければと思います。その上で、これは判定が死亡とワクチンとの因果関係について認定を求めたものの、それがかなわなかつたということで、判定の内容について不服申立てをしたいということなのだけれども、これは形式的なところが審査の対象であつて、その判断の内容 자체について御遺族はやはり御不満を持つてはいるわけですから、こここそ対象に含めないとそもそも不服申立ての実がないということなのです。ここについては、もうちょっと前向

きに御検討いただきたいと思いますし、更には今できる」ととしては、やはり主張立証の内容を組み替えたりということについても、御遺族も本当に一人立っているわけです。大切な存在をなくされて。これについて現状役所でできることもまだあると思うのですが、そこについてもうちょっと寄り添った答弁はありませんか。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） やはり国の制度だということでございまして、県としてできることはどういった形で、しかもどういったアプローチ、どういった検討過程を経て、国に物申していくのが適当かといったようなものを筋立てていろいろ考えていかなければいけないことが多いあろうかと思います。ただ、御指摘の趣旨とか様々な県民の皆さんの中、全国的にも同様の声もあるうかと思いますので、そういうふうな横の連携等も図つて情報収集しながら対処を考えてまいりたいと思います。

○副議長（村上久仁君） 二十一番わたなべ拓君。

○二十一番（わたなべ 拓君） お願いしたいと存じます。

あと、熊について、先ほど答弁いただきましたけれども、捕獲の報奨金があまりに低廉ではないかと。命を張つてやつている割には極めて低廉なので、どうにか引き上げることはできないのかと各自治体は課題認識を持つてているのですけれども、今回国から環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金はかさ上げには用いられないのだと。対象外になつてているのです。ですから、こちらについて県として加配してあげる余地もあるのではないかなどと思うのですが、この点についてはどうですか。

○副議長（村上久仁君） 農政部長石川佳洋君。

○農政部長（石川佳洋君） 国の交付金ということでございまして、鳥獣被害対策の交付金の中で先ほどちょっと私の御答弁で申し上げましたけれども、クマ特別対策ということで、そういう形で取り組む市町村に対しましては、一連の交付金のほうで上乗せも可能だということです。例えば、熊の捕獲ですか生息状況の調査、あるいは生息環境の管理、そういうことに加え、それぞれ捕獲単価の柔軟な設定も可能だということです。ございまして、国ほうへの御協議なども必要になりますけれども、そういうふうな有効な支援金なり手だてがあるということにつきましては、市町村のほうにじつくりと聞いた形で、応えさせていただきたいと思います。

○副議長（村上久仁君） 二十一番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 先ほど鳥獣職についても質問したのですけれども、ツキノワグマ部会の議事録を私も最新で公開されている六月分を見ました。そこで、六月となるともう熊の被害が大分出ているぞということで、報道に出ている時期なのです。ところが、そのツキノワグマ部会で当局の答弁がどうだったかということ、捕獲については数頭程度を考えているという答弁だったのです。あまりにも現状との隔たりが大きいのではないかなどって、ちょっと違和感があつたのです。ツキノワグマ部会でも専門家に指摘されているのですけれども、やはり宮城県の計画の一番の問題は、緩衝帯をとるという発想に立っていないところが一番の欠陥であるということを専門家から指摘を受けています。国からも規範でいわゆるゾーニング——人の生活圏と熊の生活圏を隔てるゾーニングが必要で、緩衝地帯を設けるべきだと。その規範、ガイドラインも作ったのです。これが今年の三月なのです。さつきの部会の議論が行われているのは六月なのです。三ヶ月後にもかかわらず、ちょっとやはり意識が全然ついていません。国の施策ともあまり整合しないやり方なのではないかなと。ここは早急にゾーニングの考え方を取り入れて、それに基づいて頭数管理もしっかりとやっていくべきではないかと思うのですが、この点についてどうですか。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 熊に関しましては、令和六年に国の鳥獣保護法が改正になりました、個体数管理を行う指定鳥獣に加えるということになりました。それ以前は、熊についてその個体数の全体の管理をして減少させていくというよりは、保護の面を前面に立てた法律の内容だと理解しております。その後、法律の改正に伴いまして、宮城県としてもモデル地域で熊の捕獲を開始し、今年度取り組んだわけですけれども、その後、今年度の夏以降、特に十月、十一月に目撃・出没の多発に伴います緊急事態だと思っておりますので、モデル地域の取組を来年度はまた一歩進めていく必要があると考えております。個体数削減に向けて来年度取り組んでいくように、検討しているところでございます。

○副議長（村上久仁君） 二十一番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 宮城県の地勢を前提に、どのくらいの頭数が適正なの

かということはポイントを一巡したところで今あります。それを更に学問的にしつかり検証していくためには、やはり研究機能が必要ではないかという提案をしたところです。宮城県で既に林業技術総合センターとも連携しているようですから、宮城県に設置するということがハードルが高いのであれば、こちらとの連携も考えられると思うのですが、どうですか。専門的なスタッフが必要だと思います。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 現時点では、ツキノワグマ部会の審議会において、この熊の研究としては東北地方では第一人者の岩手大学の教授などにメンバーに入っています。ただいま、地元の大学ではございませんけれども、仙台には民間事業者でも東北野生研究所という熊の専門的な知見を有する企業体もありますので、そういうふたところの専門知見を今頂きながら取り組んでいるという状況でございます。職員の専門性の発揮につきましては、これまで業務経験をしている職員を現場なり本庁にも配置ということはしておりますのでけれども、まだまだ不足するところがありますので、専門研修を受けさせるなど来年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 今、ツキノワグマ管理計画を県で策定中なのですが、ども、こちらの八ページを見ると、ゾーニングは宮城県の地勢から難しいと書いてあるのです。ところが十ページには、今回の緊急銃猟の関係で国からの規範をそのまま引き写してあるのですが、ここにはゾーニングが前提となっているのです。同じ規範の中でもやはり矛盾しているのです。ここはちゃんと整合させなければいけないと思いますが、どうですか。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 管理計画につきましても来年度以降、個体数の調整に向けてまた改めていかなくてはいけないと考えておりますので、今御指摘の点も踏まえまして、どういった対応が望ましいか先ほどのツキノワグマ部会の審議会の先生方の知見も頂きながら、見直しについて検討してまいります。

○副議長（村上久仁君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 新県民会館の費用について、ネーミングライツである

とか企業版ふるさと納税等々で幾らかでも回収したいと。目標額は幾らですか。最後に伺います。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 目標額というのは定めておりません。